

西水経管発第 47号
平成25年 3月28日
(2013年)

西宮市水道事業経営審議会
会長 佐々木 弘 様

西宮市長
河野 昌 弘

水道料金体系の見直しについて（諮問）

貴審議会に対し、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問の趣旨

本市の水道料金体系は、現在、口径別料金体系を採用し、基本料金と従量料金の二部料金制となっています。メーター口径25mm以下の小口径については、1ヶ月10m³の基本水量制を採用し、また全口径において多く使用すればするほど高い単価となる逡増料金制を採用しています。

基本水量制とは、基本水量の範囲内での使用に対して従量料金を賦課せず、定額の基本料金のみを負担とする料金設定です。これは、水道の普及を促進し、生活用水として一定量の清浄な水の使用を促すことによって公衆衛生の向上を図るとともに、料金を低廉に抑えるという政策的配慮から導入されたものです。

近年、本市では、給水人口は増加しているものの、市民の節水意識の高まりや節水型水使用機器の普及等により、一戸あたりの使用水量が減少し、現在の基本水量内では水道料金が変わらないことに対する不公平感や節水意識が報われないとの意見が寄せられています。

つきましては、より実態に即した基本水量制のあり方が求められていることから、「水道料金体系の見直し」についてご指導を賜りたく諮問します。

2 答申希望日 平成25年7月10日